

鈴鹿市男女共同参画センター条例施行規則

鈴鹿市男女共同参画センター条例施行規則（平成14年鈴鹿市規則第59号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、鈴鹿市男女共同参画センター条例（平成14年鈴鹿市条例第29号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

**第2条** 鈴鹿市男女共同参画センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、日曜日については、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

**第3条** センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館にすることができる。

（1）月曜日及び第3火曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）12月28日から翌年1月3日まで

（団体の登録）

**第4条** 市長は、次のいずれにも該当する団体を鈴鹿市男女共同参画団体として登録することができる。

（1）男女共同参画社会づくりを目的とした学習又は活動を行う団体

（2）センターの設置目的に賛同し、市が行う男女共同参画に関する事業に積極的に参加できる団体

（3）活動の本拠地が、原則として市内である団体

（4）政治、宗教又は営利活動を目的としない団体

（登録の手續）

**第5条** 前条の規定による登録を受けようとする団体は、鈴鹿市男女共同参画団体登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、団体の登録又は不登録を決定したときは、鈴鹿市男女共同参画団体登録・不登録通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）の登録の有効期間は、登録の日から当該日の属する年度の翌年度の5月末日までとする。

（登録の取消し）

**第6条** 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録団体の登録を取り消すことができる。

（1）登録を辞退したとき。

（2）第4条に掲げる要件に該当しなくなったとき。

（3）偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

（登録団体への支援）

**第7条** 市長は、登録団体に対し、次に掲げる支援を行うことができる。

（1）男女共同参画の推進に関する情報の提供

（2）センターの公式ホームページでの登録団体紹介

（3）センター内での登録団体の情報発信

（4）センター内のロッカーの使用

（5）前各号に掲げるもののほか、登録団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に対する支援

（使用許可の申請）

**第8条** 条例第4条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとするものは、鈴鹿市男女共同参画センター使用許可申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書の受付期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、受付期間の初日又は使用日の2日前が休館日に当たるときは、その直前の開館日とする。
  - (1) 登録団体 使用の属する月の6か月前の月の初日から使用日の2日前まで
  - (2) 前号以外のもの 使用日の属する月の3か月前の月の初日から使用日の2日前まで
- 3 前項の規定にかかわらず、市が行う行事等に使用するとき又はセンターの施設の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数を月ごとの上限とする。ただし、使用許可に基づきセンターの施設の使用をしたときは、当該使用をした日の属する月の末日までに限り、各号に定める回数に当該使用をした回数を加えた数を上限とする。
  - (1) 登録団体 4回
  - (2) 前号以外のもの 1回(使用の許可)

**第9条** 市長は、前条第1項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは鈴鹿市男女共同参画センター使用許可書（第4号様式。以下「使用許可書」という。）を、不適当と認めるときは鈴鹿市男女共同参画センター使用不許可通知書（第5号様式）を申請者に交付するものとする。

- 2 条例第4条第1項の許可は、前条第1項の規定による申請の順序により行うものとする。ただし、同時に申請があったときは、抽選により決定するものとする。  
(連続使用)

**第10条** センターの施設の連続使用は、3日間（休館日を除く。）を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。  
(使用の変更及び取消し)

**第11条** 使用許可書の交付を受けたもの（以下「使用者」という。）が、許可された事項を変更し、又は許可を取り消そうとするときは、速やかに鈴鹿市男女共同参画センター使用変更（取消し）許可申請書（第6号様式）に使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、鈴鹿市男女共同参画センター使用変更（取消し）許可書（第7号様式）を交付するものとする。  
(許可の取消し等)

**第12条** 市長は、条例第9条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止するときは、鈴鹿市男女共同参画センター使用許可取消し・制限・停止通知書（第8号様式）により使用者に通知するものとする。  
(使用料の還付)

**第13条** 条例第7条ただし書の規定により使用料を還付できる額は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用できなかったとき 既納額の全額
  - (2) 使用者が、使用日の7日前までに使用の取消しを申請し、許可されたとき 既納額の全額
  - (3) 使用者が、第11条第2項の規定により使用変更を許可された場合において、既納の使用料の額に過納金が生じたとき 過納金の全額
- 2 前項第2号の場合において、使用日の7日前の日が休館日のときは、その直後の開館日とする。
  - 3 条例第7条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとするものは、鈴鹿市男女共同参画センター使用料還付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。  
(遵守事項)

**第14条** 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用中における施設等の適正管理及び火災防止に努めること。
- (2) センターを管理する関係職員の指示に従うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障をきたすような行為をしないこと。  
(補則)

**第15条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年5月26日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鈴鹿市男女共同参画センター条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の鈴鹿市男女共同参画センター条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により交付された許可書は、新規則の規定により交付された許可書とみなす。

**第1号様式（第5条関係）**

鈴鹿市男女共同参画団体登録申請書

年 月 日

(宛先)

鈴鹿市男女共同参画センター条例施行規則第5条第1項の規定により次のとおり申請します。

ふりがな		
団体名		
ふりがな		
代表者氏名		
連絡先	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	電話番号	
	ファクス番号	
	電子メールアドレス	
団体の活動内容		
男女共同参画を推進するため実施する活動内容		
公開できる情報 ※ホームページ上で公表できるものは◎一覧表の掲載、窓口・情報コーナー等で公開できるものは○	<input type="checkbox"/> 団体名 <input type="checkbox"/> 代表者氏名 <input type="checkbox"/> 団体活動内容 <b>【連絡先】</b> <input type="checkbox"/> 住 所 <input type="checkbox"/> 氏 名 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> ファクス番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス	
ロッカーの使用	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	
その他		

第2号様式（第5条関係）

鈴 第 号  
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

鈴鹿市男女共同参画団体登録・不登録通知書

年 月 日付けで申請のありました鈴鹿市男女共同参画団体登録について次のとおり決定しましたので、鈴鹿市男女共同参画センター条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

登録します。

鈴鹿市男女共同参画団体に

登録しません。

(登録しない場合はその理由)

第3号様式 (第8条関係)

鈴鹿市男女共同参画センター使用許可申請書

年 月 日

(宛先)

センターの施設の使用について許可を受けたいので、鈴鹿市男女共同参画センター条例施行規則第8条第1項の規定により次のとおり申請します。

(太枠内を記入してください。)

申請者	住 所 (所在地)				
	氏 名 (名 称)	電話番号			
使用責任者	住所				
	氏名	電話番号			
使用目的	(使用又は入場予定人数 人)				
使用日	年 月 日 曜日				
使用施設時間 区分 ※使用する区 分に○を記入 してください。なお、使 用時間区分に は準備、後片 付け時間を含 みます。	施設名	午前	午後	夜間	備考
	ホール				
	研修室1(A)				
	研修室1(B)				
	研修室2				
	食の工房				
こどもの部屋					
使用料	円				

第4号様式 (第9条関係)

(表)

鈴鹿市男女共同参画センター使用許可書

年 月 日

様

鈴鹿市長

印

年 月 日付けで申請のありましたセンターの施設の使用について、鈴鹿市男女共同参画センター条例施行規則第9条第1項の規定により次のとおり許可します。

許可番号	第 号				
申請者	住 所 (所在地)				
	氏 名 (名 称)	電 話 番 号			
使用責任者	住 所				
	氏名	電 話 番 号			
使用目的	(使用又は入場予定人数 人)				
使用日	年 月 日 曜日				
使用施設時間 区分 ※使用時間区 分には準備、 後片付け時間 を含みます。	施設名	午前	午後	夜間	備考
	ホール				
	研修室1(A)				
	研修室1(B)				
	研修室2				
	食の工房				
	こどもの部屋				
使用料	円				
使用許可条件	裏面記載事項のとおり				

(裏)

使用許可条件

- 1 使用開始前にこの使用許可書を鈴鹿市男女共同参画センター（以下「センター」という。）に提示すること。
- 2 許可された目的以外の目的に施設等を使用しないこと。
- 3 使用時間を守ること（使用許可時間は、実際に使用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含みます。）。
- 4 所定の場所以外の場所において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- 5 使用を許可されていない施設又は備付け以外の器具を使用しないこと。
- 6 設備器具をセンター外に持ち出さないこと。
- 7 許可なく壁、柱、扉等にポスター、張り紙、看板、懸垂幕その他これらに類する物を掲げ、若しくは貼り付け、文字を書き、又はくぎ類を打たないこと（パネルを用意していますので使用してください。）。
- 8 物品の販売その他営利を目的とする行為をしないこと。ただし、許可を受けた場合を除く。
- 9 収容人員を超えて入場させないこと。
- 10 危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。ただし、盲導犬その他の許可を受けた動物を除く。
- 11 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失しないこと。
- 12 次に該当する者に対し、その入場を拒絶し、又は退場させること。
  - (1) めいていしている者
  - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携行する者
  - (3) 騒音又は大声を発する行為、暴力を用いる行為その他他人に迷惑を及ぼす行為をした者
  - (4) 管理上必要な指示に従わない者
- 13 施設等の使用が終了したときは、机、椅子等を所定の位置に戻し、発生したゴミは持ち帰ること。
- 14 調理室を使用するときは、ふきんを持参し、使用した食器等を清掃すること。
- 15 所定の場所以外の場所に立ち入らないこと。
- 16 鈴鹿市男女共同参画センター条例等に違反しないこと。

鈴 第 号  
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

鈴鹿市男女共同参画センター使用不許可通知書

年 月 日付けで申請のありましたセンターの施設使用について、  
下記のとおり使用を許可しないことに決定しましたので、鈴鹿市男女共同参画セン  
ター条例施行規則第9条第1項の規定により通知します。

記

1 使用不許可の年月日

年 月 日

2 不許可の施設

3 使用不許可の理由

第6号様式（第11条関係）

鈴鹿市男女共同参画センター使用変更（取消し）許可申請書

年 月 日

(宛先)

年 月 日付けで許可のありましたセンターの施設の使用について、鈴鹿市男女共同参画センター条例施行規則第11条第1項の規定により変更（取消し）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

(太枠内を記入してください。)

許可番号	第 号 (※使用許可書を添付してください。)				
申請者	住 所 (所在地)				
	氏 名 (名 称)	電話番号			
変更(取消し)の理由					
変更後の使用日	年 月 日 曜日				
変更後の使用施設時間区分 ※使用する区分に○を記入してください。なお、使用時間区分には準備、後片付け時間を含みます。	施設名	午前	午後	夜間	備考
	ホール				
	研修室1(A)				
	研修室1(B)				
	研修室2				
	食の工房				
	こどもの部屋				
使用料等	変更(取消し)後	円			
	納付済額	円			
	<input type="checkbox"/> 徴収額 <input type="checkbox"/> 還付額	円			

第7号様式 (第11条関係)

鈴鹿市男女共同参画センター使用変更（取消し）許可書

年 月 日

様

鈴鹿市長

印

年 月 日付けで申請のありましたセンターの施設の使用の変更（取消し）について、鈴鹿市男女共同参画センター条例施行規則第11条第2項の規定により次のとおり許可します。

変更(取消し)許可番号	第 号				
申請者	住 所 (所在地)				
	氏 名 (名 称)		電話番号		
変更(取消し)の理由					
変更後の使用日	年 月 日 曜日				
変更後の使用施設時間区分 ※使用時間区分には準備、後片付け時間を含みます。	施設名	午前	午後	夜間	備考
	ホール				
	研修室1(A)				
	研修室1(B)				
	研修室2				
	食の工房				
使用料等	変更(取消し)後		円		
	納付済額		円		
	<input type="checkbox"/> 徴収額		円		
	<input type="checkbox"/> 還付額				
備考					

第8号様式（第12条関係）

鈴 第 号  
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

鈴鹿市男女共同参画センター使用制  
許可取消し  
停止 限通知書

年 月 日付け許可番号第 号で許可しましたセンターの  
施設の使用について、下記のとおり決定しましたので、鈴鹿市男女共同参画センター  
条例施行規則第12条の規定により通知します。

記

1 決定の内容

2 使用年月日

年 月 日

3 使用目的・内容

4 使用施設

5 1の理由

第9号様式（第13条関係）

鈴鹿市男女共同参画センター使用料還付請求書

年 月 日

(宛先)

住所 (所在地)

請求者 氏名 (名 称)

印

電話番号

年 月 日付け許可番号第

号で許可のあったセン

ターの使用に係る使用料の還付について、鈴鹿市男女共同参画センター条例施行規則第13条第3項の規定により次のとおり請求します。

還付請求金額	金 円			
還付請求理由	規則第13条第1項 第1号 第2号 第3号 に該当するため			
還付内訳	使用日	施設名	時間区分	料金 (円)
	年 月 日		午前 午後 夜間	
	年 月 日		午前 午後 夜間	
	年 月 日		午前 午後 夜間	
	年 月 日		午前 午後 夜間	
	年 月 日		午前 午後 夜間	
	年 月 日		午前 午後 夜間	
	年 月 日		午前 午後 夜間	
既納付額	金 円			
還付金振込先	金融機関名	銀行 農協 信用金庫		支店 支所 出張所
	口座種別	1 普通 2 当座		
	口座番号			
	ふりがな 口座名義人	.....		
申請者と口座名義人が違う場合	上記の預金者が還付金を受領することを承認します。 (氏名) 印			